第7回あん摩マッサージ指圧師、は り師、きゅう師及び柔道整復師等の 広告に関する検討会

資料1

令和元年5月16日

広告可能事項の範囲

論点: 広告可能事項の範囲

【あはき関係】

現行の広告事項

拡大したい広告事項(要望)

事項(法律又は告示の範囲)	要望事	
・施術者である旨、施術者の氏名・住所	•国家 省	
・業務の種類	る旨	
・電話番号、所在の場所	■療養費	
・施術日又は施術時間	-料金(
・もみりょうじ、やいと、えつ、小児鍼		
・都道府県に開設届している旨	ウェブサ 情報提 [・]	
・医療保険療養費支給申請できる旨 (医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る)		
・予約に基づく施術の実施		
・休日又は夜間における施術の実施		
・出張による施術の実施	引き続き ていた/	
・駐車設備に関する事項		

要望事項	表示例	規制するべき表示
・国家資格保有者であ る旨	・はり師など (国家資格保有)	・あはき免許以外
・療養費の対象疾患	・筋麻痺など	
•料金(自費)	・はり 30分 3千円	・標準的な料金以外
ウェブサイトでの 情報提供	・客観的で正確な情報であり、患者等の的確な判断を支援できるもの	・虚偽広告、誇大広 告、比較優良広告 や患者等に誤認を 与える広告等
引き続き検討課題にし ていただきたい事項	・取り締まりについて ・専門表示 腰痛専門など ・広告可能事項のネガティブリスト化	

論点: 広告可能事項の範囲

【あはき関係】

拡大したい広告事項(要望の詳細)

要望事項	要望の詳細
・国家資格保有者である旨	・はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師 (国家資格保有)
・療養費の対象疾患など	・筋麻痺、筋萎縮、神経痛、関節拘縮等(医療上マッサージを必要とする症例) ・神経痛、リウマチ(頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等、同一範疇と認められる 症状) ※医師の同意(診断)が必要な旨も必ず明示(併記)する。
- 料金(自費)	・施術名+時間+料金 (時間と料金は標準的なものです。) ※クレジットカード等の取り扱いについても表示可とする。
・ウェブサイトでの規制 (ネガティブリスト化し、将来的 に法改正されるまでは自主的 な取り組みを行う)	 ・内容が虚偽にわたる広告(虚偽広告) ・他の治療院と比較して優良である旨の広告(比較優良広告) ・誇大な広告(誇大広告) ・疾病等が必ず治ると誤解を与えるおそれがある広告 ・患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談 ・治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等 ・公序良俗に反する内容の広告 ・その他、品位を損ねる内容の広告、他法令又は他法令に関連する広告ガイドラインで禁止される内容の広告は、あはき治療に関する広告として適切ではなく、厳に慎むべきものである。
・引き続き検討課題にしていただきたい事項	 ・ガイドライン施行後は可能な限り速やかに、かつ地域によって偏りが出ないような取締り方法を検討する。 ・あはきに適した専門表示について、名称、認定方法、研修内容等を含めて引き続きの検討課題とする。 ・広告事項の内容によってはネガティブリストが適していると考えられるものがあるので、今後の検討課題としたい。

論点:広告可能事項の範囲

【柔整関係】

現行の広告事項

拡大したい広告事項(要望)

事項(法律又は告示の範囲)

- ・柔整師である旨、施術者の氏名・住所
- ・電話番号、所在の場所
- •施術日又は施術時間
- ほねつぎ(又は接骨)
- 都道府県に開設届している旨
- ・医療保険療養費支給申請できる旨 (脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請について は医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る)
- ・予約に基づく施術の実施
- 休日又は夜間における施術の実施
- ・出張による施術の実施
- ・駐車設備に関する事項

要望事項	表示例	規制するべき表 示
国家資格保有者である旨	·柔道整復師 (国家資格保有)	
・施術の対象	・骨折、脱臼、打撲及び 捻挫(骨折、脱臼は医 師の同意が必要。ただ し、応急手当の場合は この限りではない。) *療養費の支給申請の対象 の範囲と同じ	・柔道整復と関係 ない施術(巻き爪、 小顔、カイロ、整 体等) *ウェブも同様に規制
※自費施術		同上

*国家資格を有しない者が営業する整体、カイロプラクティック等の看板、広告等を規制することが、まず必要(例えば、リラクゼーションに統一)